

〈研究ノート〉

「チーム学校」における教職の専門性に関する一考察 —大阪市こどもサポートネットに着目して—

土 屋 尚 子

はじめに

2015（平成27）年12月、中央教育審議会は「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（以下、「答申」）を発表した¹。そこでは、校長のリーダーシップの下、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる「チームとしての学校」（以下、「チーム学校」）のあり方が提示されている。

「答申」は、「チーム学校」が求められる背景として、「新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程の整備」が必要であること、いじめや不登校などの生徒指導上の課題や特別支援教育の充実、そして児童生徒の貧困問題への対応など「学校が抱える課題が複雑化・多様化」していることを受けて心理や福祉の専門性を高めていくことが期待されていること、教員が「子供と向き合う時間の確保等のための体制整備」が必要であることを指摘している。

同「答申」の中で、とりわけ社会的関心を集めたのは、「専門性に基づくチーム体制の構築」を掲げ、学習指導や生徒指導等の「教職員の指導体制の充実」を目指し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを法令に位置付け、教員以外の専門スタッフの参画を進めていくことを必要施策の一つとして主張している点である。教員とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家がどのように連携・協働していくのが話題になっていた。

というのも、ちょうどこの時期、2013（平成25）年のOECD国際教員指導環境調査（TALIS）によって²、諸外国の中で日本の教員の勤務時間が最長であったことが明らかになり、教員の労働環境の改善の必要性が社会的に広く認識され始めていたからである。世間では、「チーム学校」の体制下で教員以外の専門スタッフの参画が実現し、教員の負担の軽減を図ることができるのではないかと大きな期待が寄せられていた。例えば、文部科学大臣が中央教育審議会に「チーム学校」のあり方を諮問したことを報じる新聞記事は、「文科省：多忙な先生を支援 外部人材、大幅増員へ」という見出しで、「チーム学校」を「福祉の専門家のスクールソーシャルワーカー（SSW）や外部の部活指導者、事務職員を増員し、教員の負担を軽減」³を目指すものと解説している。「チーム学校」は教員の働き方を改革し、多忙化を解消する政策として

世間では受けとめられていたことがわかる。

実際に、「答申」が発表されて以降、2017（平成29）年4月には「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」によってあらたに部活動指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが学校教育法施行規則に学校職員として規定された。さらに、2022（令和4）年12月に改訂された『生徒指導提要』⁴には「チーム学校による生徒指導體制」の章が設定され、教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる連携・協働の重要性が強調されている。法制度上、学校教育現場における教員とそれ以外の専門職（他職種）による協働の体制（多職種協働体制）は着実に整備されてきているとすることができる。

しかし、このように教員が他の専門職との連携・協働を実現するためには多くの課題が山積していることが先行研究で明らかにされている⁵。とくに教員サイドから見ると⁶、以下のような困難があることが指摘されている。従来、教員は、学習指導と生徒指導を不可分なものとして子どもに総合的な指導を行ってきており、その働き方こそが教職の専門性であると捉えられ、そこに教職のアイデンティティが見出されてきた。このような教員の総合的な働き方は、「チーム学校」の実施にともなって教員と他職種の職員とがお互いの担当業務の範囲を明確に区分し、役割を分担することを難しくする要因となりうる。また、役割分担によって、これまで教員のみで担ってきた生徒指導のかなりの部分をスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに委ねることになると、教職の専門性やそのアイデンティティも動揺せざるを得ない。

本稿では、こうした課題を抱える「チーム学校」がどのような形で実施されているのか、大阪市の「こどもサポートネット」を例としてみていきたい。2020（令和2）年度から市内全区でスタートしたこのシステムは「支援の必要な子どもや世帯を学校において発見」し、適切な支援につなぐことを目指しているが、そこに「チーム学校」も組み込まれている⁷。これまで、このような「チーム学校」関連事業に関しては、文部科学省が地方自治体の実践事例を紹介しているが⁸、大阪市の政策については取り上げられてこなかった。本稿では、まず大阪市のこどもサポートネットとそこに組み込まれている「チーム学校」はどのような背景から実施が決定され、どのように具体化されていったのか、その設立経緯について整理する。そのうえで、同システムが教員にとってどのような意味をもつのかメリットや課題について考察する。そして最後に、大阪市の教育現場において多職種協働の実現のために必要と思われる提案を行う。

1 大阪市におけるこどもサポートネット事業の展開

1) 「チーム学校」をめぐる動向

まず、大阪市の基本的教育政策方針に「チーム学校」がどのように位置づけられているのかを確認しておきたい。大阪市の教育振興基本計画は、2011（平成23）年3月に策定されて

以降、複数の改訂を経ている。「チーム学校」の答申が発表された2015（平成27）年12月以降も2016（平成28）年、2017（平成29）年、2020（令和2）年、2021（令和3）年で改訂・変更が行われているが、「チーム学校」に関する規定は追加されていない。同文言が初めて登場するのは、2022（令和4）年3月策定のものからである。

なお、この2022年改訂版⁹では「チーム学校」についてふれられてはいるものの、その具体像が明らかにされているとは言い難い。教員の成り手不足が深刻化する中、「特別免許状を活用した採用選考により教職課程履修者以外の専門性や社会人経験を有する人材を教員として登用する」（2022年改訂の教育振興基本計画の8ページ、以下、ページ数のみ記述）ことによって構成される多様な教員組織をまとめる必要性と、「学校内・外の関係者との協働を展開できる将来のリーダーの育成」（45ページ）ができる研修体制の整備、に関連して言及されている程度であり、「チーム学校」そのものに踏み込んだ内容ではない。

ただ、大阪市では、「不登校児童生徒の増加やいじめの深刻化など様々な問題が生じていることを背景として、生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため」スクールカウンセラーの配置（1996年度から¹⁰）が、「いじめや不登校、或いは暴力行為や児童虐待など、児童・生徒たちを取り巻く環境は、日々、深刻さを増してい」という認識の下、「学校と地域つなぐパイプ役」としてスクールソーシャルワーカーの配置（2008年度から¹¹）が、それぞれ開始されている。2005（平成17）年度には全市立中学校への配置が完了したスクールカウンセラーが週1回相談を実施し、スクールソーシャルワーカーも2014年度の段階で6名が週3日働いていた。大阪市の教育現場への他職種の専門家導入は、時代の流れの中で深刻化・複雑化する、不登校やいじめなどの課題に対する学校の対応力を高める必要から「チーム学校」答申の前にすでに始まっていたのである。

2) こどもサポートネット事業の概要

大阪市のこどもサポートネットの成立は、国による子どもの貧困対策推進政策の一端に位置付けることができる。大阪府が定めた「こどもサポートネット事業実施要綱」¹²によれば、2013（平成25）年6月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の公布、翌年8月の「子供の貧困対策に関する大綱」の閣議決定など一連の国の政策動向を受け、大阪府でも「こどもの貧困対策推進の施策検討の根拠を得るため」、2016年7月に「子どもの生活に関する実態調査」が実施された。その結果を分析し、「支援の必要なこどもや子育て世帯には、複合的な課題が存在することが多いことを背景としており、この現状に対応するには、こどもとその世帯の両方に着目し、こどもが多くの時間を過ごす学校等の教育分野と、保健福祉の支援制度等の行政の窓口である区役所、地域資源が連携する必要がある」という結論に至ったという。それをふまえ、課題を抱えたこどもや子育て世帯を学校園で発見し、学校園と区役所が連携して保健福祉の支援制度や地域資源等の適切な支援につないでいく仕組みとしてこども

サポートネットが構築されることになったのである。

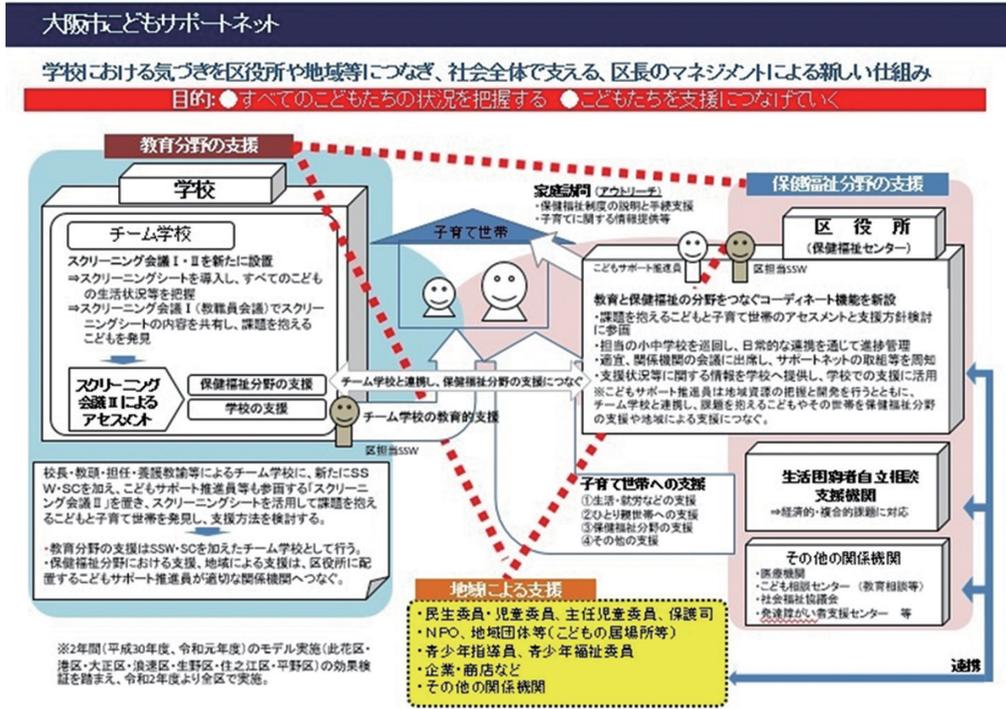


図1 大阪市子どもサポートネット (大阪市ホームページより) ¹³

支援の具体的方法に関しては、大阪市当局は以下のように説明している¹⁴。学校において、登校・遅刻日数、いじめの有無、家庭情況、保健室データなどで課題をチェックする「スクリーニングシート」を作成し、そのスクリーニングシートを基に、スクリーニング会議Ⅰ(校長、教頭、担任、養護教諭などからなる「チーム学校」で実施)で内容を共有し、課題を抱える児童・生徒を発見する。その後、「チーム学校」メンバーに子どもサポートネットスクールソーシャルワーカー、子どもサポート推進員、スクールカウンセラーを加えてスクリーニング会議Ⅱを開き、スクリーニング会議Ⅰで発見された課題を抱えた児童・生徒及びその世帯への支援方法を検討する。教育分野の支援は、チーム学校が中心に行い、保健福祉分野による支援や地域による支援は、区役所に配置された子どもサポートネットスクールソーシャルワーカー(スクリーニング会議に出席し、ケースを分析し、支援の方針を一緒に考える)と子どもサポート推進員(支援方針に従い、具体的支援を実施する)が中心となって、適切な関係機関による必要な支援につないでいく。

ちなみに、スクリーニングの理論によれば、この「課題を抱える児童・生徒」をピックアップ

ブするための会議（こどもサポートネットの場合はスクリーニング会議Ⅰ）は迅速な識別を行い、簡潔に会議を進行していくことが求められており、話を広げながら当該児童・生徒への理解を深めていくアセスメントを行うケース会議とは異なるものであることが強調されている。アセスメントの場合は、スクリーニングを経てピックアップされた児童・生徒のそれぞれの支援方法を決定する会議（こどもサポートネットの場合はスクリーニング会議Ⅱ）で実施することが想定されている¹⁵。同じ「スクリーニング会議」という名称であっても、ⅠとⅡではメンバーも、形式も異なることに注意が必要だろう。

このこどもサポートネットの支援方法の中で注目したいのは、スクリーニング会議が「チーム学校」で運営されている点である。教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど多職種の専門家が一堂に会し、教員は「課題を抱える児童・生徒を発見」し、「教育分野の支援」を行い、スクールソーシャルワーカーは「ケースを分析」する。こうした役割分担とともに、「支援の方針」は皆で一緒に考える、などと多職種協働の一連の流れが整備されている。そもそも「チーム学校」答申においても多職種連携・協働のあり方は明示されていないし、先ほど確認したように大阪市の教育振興基本計画でも「チーム学校」に関する基本的方針は打ち出されていない。そのような状況下で、こどもサポートネット事業において「チーム学校」で運営されるスクリーニング会議が具体的に説明されたことは、多職種連携・協働のあり方がわかりやすく示されたという点で教育現場にとっても有益だったように思われる。

なお、学校教育現場のスクリーニングの実施によってすべての子どもたちの状況を把握し、「チーム学校」の会議の中で課題のある子どもを見つけ出していく手法は、文部科学省が2017（平成29）年に発表した「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～」¹⁶や、前述した2022年改訂の『生徒指導提要』でも言及されている。大阪市におけるスクリーニングの採用は、国の推進政策を背景にしたものと言えるだろう¹⁷。

このように成立したこどもサポートネットは、まず、2018（平成30）年よりモデル地区として市内7区で8名のスクールソーシャルワーカーと24名のこどもサポート推進員が配置されスタートしている¹⁸。この先行実施において平成30年度末時点においてスクリーニング会議で支援が必要とされたケース数が1,993人（児童・生徒数全体の4.5%）で、そのうち支援につながった数は1,400人、翌年10月末時点のケース数は2,382人（児童・生徒数全体の5.4%）で、そのうち支援につながった数は1,693人と報告されている¹⁹。この結果について市当局は「寄り添い型の支援により支援を確実に届けることが可能になった」²⁰と評価している。また、スクリーニングシートの記入やスクリーニング会議Ⅰ、Ⅱの開催など業務の増加によって懸念される教員の多忙化については、「仕事が増えてしまいますが、児童・生徒を取り巻く深刻な問題が改善されれば、長い目でみて学校現場の負担が軽減される」と述べている。前述したように、「チーム学校」政策では、教員の労働環境の改善に大きな期待が寄せられていたが、市当局は、こどもサポートネットの事業を推進することによって、その実現が可能であるとの

認識を示していた²¹。こうして、2020（令和2）年4月からスクールソーシャルワーカー33名を配置し²²、市内全区での実施に踏み切ったのである。

2 こどもサポートネット事業に関する考察

1) 教員にとってのメリット

こどもサポートネットの特徴として大阪市当局が、「スクリーニングシートで学校の気づきを『見える化』することで、教員の経験値等に関わらず、変化や課題を発見でき、情報共有がスムーズになる利点もあります」²³と述べていることに注目したい。日常生活の中で児童生徒の小さな変化に「気づき」、その子どもの課題を把握し、何らかの働きかけを行うことは、高い専門性が求められる教員のスキルであろう。そのスキルの取得に「教員の経験値」が関わってくるであろうことは容易に想像できる。しかし、当局によれば、そうした教員の力量によってばらつきが生じてしまう恐れがあった子どもの課題の把握が、スクリーニングシートの記録で児童生徒の状況を客観的データとして可視化することで、どの教員にも可能になる「利点」があるという。

さらに、この「利点」について当局は、「これ（スクリーニングシートのこと―筆者）をつけることによって、今は、学校に若手の先生が非常に増えておりますので、ベテランがこれまで経験に基づいて指導してきたところを、みんなが同じように、児童生徒のことを把握、見えるようになったということもありますので、先生方のためにも非常に役に立っていると考えております」²⁴と説明している。これまで若手教員の児童生徒理解に関するスキルアップのために必要であったベテランの教員の指導・アドバイスが、スクリーニングシートの導入によって不要になれば、教員の職場環境の改善にとって有益であると当局が考えていることがわかる。実際に、学校現場で教員の多忙化や人手不足が叫ばれている現在、スキルが未熟な若手教員であっても、比較的容易に課題を抱える子どもを発見できるようになることは、教員の負担軽減の観点から望ましい変化と言うことができるのではないだろうか。

そして、大阪市当局は、こどもサポートネットのもう一つの特徴として「アウトリーチによる支援」²⁵を挙げている。「課題を抱える子育て世帯について、こサポSSW（こどもサポートネットスクールソーシャルワーカーのこと―筆者）が見立てを行い、こサポ推進員（こどもサポートネット推進員のこと―筆者）が訪ね状況を把握し、実際の支援につなぎます」と述べたうえで、この「実際の支援」については、「こどもや子育て世帯に届いていなかった制度やその活用法、相談窓口を案内するほか、地域の身近な見守りである、子ども食堂やNPOなどの地域資源を活用して、その世帯に合ったサービスや居場所につなげます」と解説している。こどもサポートネットのスクールソーシャルワーカーは制度や相談窓口、地域資源などに関する詳細な情報を把握したうえで、子どもや子育て世帯の悩みを分析し、適切な支援計画を立案する役割を、推進員は実際に家庭訪問を行い、その世帯と支援をつなげる役割を、

それぞれ担うことが期待されている。

こうした福祉的な観点から子どもを支援する仕組みは、長い間学校には存在してこなかったと先行研究では論じられてきた²⁶。その中には、戦後の学校教育では、様々なハンディを背負う児童生徒も学級内の他の児童生徒と同じく「平等」に扱われ、学級集団の指導の中でそのハンディを克服するという教員のスキルが重視されてきたことや、その結果として児童生徒の経済的ハンディに対する支援が、学校における教育的配慮とは切り離されてきた歴史的経緯を明らかにした研究もある²⁷。ただ、後述するように、実際にはハンディを背負う子どもへの福祉的支援に取り組んできた教員や学校は存在していた。しかし、それらは特定の個人、特定の学校の実践にとどまっており、学校教育における組織的な支援の体制は整備されてこなかったのである。このような仕組みがないゆえの教育と福祉の連携の困難さは、大阪市会においても教員経験のある議員が次のように述べていることからもうかがえる²⁸。

学校は、児童・生徒への個別指導や集団生活の運営については熟知していますが、保護者を含む世帯への保健福祉の支援制度につなぐことは、ある意味苦手です。私も教師の経験から言うと、課題を抱えた子供や家庭を前にしたときに、保健福祉制度をもっと知っていたら、子供への支援をもっと的確にできたのではないかと思うことがあります。

やはり、福祉的な課題を抱える子どもを支援につなぐことが教員には難しかったことがこの発言からもわかる。学校現場において優先されるべき教育課題の存在、福祉的支援情報の乏しさ、近年の教員の多忙化、人員不足など複数の要因から福祉的分野での支援に困難を感じ、「子供への支援をもっと的確に」行いたいと願う教員は少なくなかったと考える。こうした教員の声現場のニーズとしてとらえられたからこそ、大阪市では、前述したように、「チーム学校」答申によって他職種と教員の連携が本格的に推進される前から、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが学校教育現場に配置され始めたのではないだろうか。そのように考えると、こどもサポートネットのスクールソーシャルワーカーや推進員らによる「アウトリーチによる支援」も、教員のニーズに応えるという側面があったとみることができただろう。

2) 教員にとっての課題

これまでみてきたように、こどもサポートネットにおける「チーム学校」の実践は、教員にとってスクリーニングシートの導入による業務の負担軽減や、困難を感じていた子どもへの福祉的支援の実現などの点で効果が期待できるものであった。ただ、その一方で、留意すべき点もあるように思われる。

現在、大阪市では、こどもサポートネットワークとは別に、あらたにスクールソーシャル

ワーカーの設置が進められつつある。「教員の生活指導（特に不登校児童生徒への支援や児童虐待防止の取組等）に係る負担を軽減するため、教員以外の専門スタッフ」として、「課題解決支援員（スクールソーシャルワーカー）」が2023（令和5）年からモデル校8校に設置されている²⁹。区から派遣されるこどもサポートネットのスクールソーシャルワーカーとは位置づけが異なっており、学校に常駐し、教員の負担軽減のために不登校児童生徒の支援や児童虐待防止の取組みなどに携わるとされている。

この課題解決支援員は、こどもサポートネットのスクリーニング会議における教員とスクールソーシャルワーカーのような連携・協働のあり方が具体的に示されていないため、職務の内容が非常にわかりにくい。そもそも、こどもサポートネットのスクールソーシャルワーカーとの業務の違いも明確には示されておらず、唐突に配置が決定された印象がぬぐえない。と言うのも、大阪市における子どもの支援のあり方を審議する「こども・子育て支援会議」の専門家たちの間からも、この課題解決支援員とこどもサポートネットのスクールソーシャルワーカーの違いや業務の住み分けについて質問が相次いでいたからである。同会議の会長で、子どもの支援のために学校教育へのスクリーニングの導入を理論化し、スクールソーシャルワーカーの必要性を主張してきた山野則子（大阪公立大学）も以下の懸念を表明している³⁰。

学校の先生方が何より、スクールソーシャルワーカーが2種類できることでややこしくなったり、活用がうまくできなかったりというのは他市の例であります、大阪市ではなく。やっぱり大きな市であると、いろんな名称でどんどん入れていかれるんですけども、同じ名称の人は役割を一本化したほうが分かりやすいのではないかなというふうには思いました。

二つのタイプのスクールソーシャルワーカーが学校に配置されることで混乱を生じさせてしまい、教員との連携を妨げてしまうのではないかと危惧の念が表明されている。このように大阪市の子ども支援政策の策定に最先端で携わってきたはずの専門家たちでさえも、ほとんど課題解決支援員の設置を把握できていなかった状況にかんがみるに、おそらく、深刻化し続けている不登校や児童虐待などの子どもを取り巻く問題状況に早急に歯止めをかけるべく、スクールソーシャルワーカーの増員がなし崩し的に決定されたと考えられる。

そして、こうしたスクールソーシャルワーカーの配置が推進される状況下で、子どもの支援において、福祉的支援の専門家であるスクールソーシャルワーカーと教員の業務の分担をどのように実施していけばよいのかという疑問があらためてわいてくる。子どもの課題を教員が把握し、それをスクールソーシャルワーカーが実際の支援につなげるという役割分担が成立していたスクリーニング会議を経ないで、どのようにして教員と課題解決支援員は「チーム学校」として動いていけばよいのだろうか。日常の業務に追われる教員に代わって、学校に常駐している、支援のスキルを獲得している課題解決支援員が、いつのまにか福祉的な子どもの支援を全面的

に担っている状態になっていたりはないだろうか。実際に、自治体によっては学校に配属されたスクールソーシャルワーカーに業務が丸投げされる場面も少なくなかったという³¹。とりわけ、児童生徒理解に関するスキルが未熟な若手教員である場合、スクールソーシャルワーカーと対等な立場で仕事を分担するのは難しく、その未熟さゆえにスクールソーシャルワーカー側に生活指導関連の業務負担の比重が偏ってしまうように思われる。

現在のところ、課題解決支援員の配置は、まだモデル校のみにとどまっているが、市全区で本格配置が始まり、多くのスクールソーシャルワーカーが学校に常駐するようになった時、教員は上記の課題にどのように向き合っていけばよいのだろうか。

3 小括と提案

本稿では、大阪市のこどもサポートネットを例として「チーム学校」における教員と他職種の連携・協働（多職種協働）がどのような形で実施されているのかをみてきた。国の貧困対策推進政策の流れを受ける形で設置された大阪市の同システムであるが、教員と他職種の専門家が一堂に会するスクリーニング会議が設定されており、教員が子どもの課題を発見し、それをスクールソーシャルワーカーらが具体的な支援につなげていくという役割分担の仕組みが構築されていた。大阪市の教育振興基本計画には「チーム学校」に関する具体的な規定はないが、こどもサポートネットによって同市の「チーム学校」は制度的に整備されたと言えるだろう。

教職の観点からもメリットとして、スクリーニングシートの使用によって個人の力量に関係なく子どもの課題の発見をできるようになることや、これまで困難であった、子どもの課題を福祉的支援につなげる仕組みが教育現場に成立したことなどを指摘することもできる。

ただ、その一方で新たな懸念も生じている。大阪市ではこどもサポートネットのスクールソーシャルワーカーとは別の、課題解決支援員という名称でのスクールソーシャルワーカーの学校配置事業がモデル的に始まっており、学校に常駐するスクールソーシャルワーカーの増加による教員との連携のあり方について現場での混乱が予想されている。このような状況下にある学校教育現場において、教員と他の専門家との連携・協働のよりよいあり方を目指すためにどのような取組が必要であろうか。最後に、2点提案したい。

まず、こどもサポートネットのスクリーニング会議Ⅱを教員の専門性を高めるための教員の学びの場ととらえることである。スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー、社会福祉士として活動してきた佐々木千里は、ケース会議を繰り返す中で包括的アセスメントやプランニングなど、ソーシャルワークの手法の活用と技術の向上が期待できること、そうした経過の中で教師としての専門性が向上していくと述べている³²。子どもの支援のために他職種の専門家と話し合う中で、教員の福祉的支援の知識や技能が高められ、より深い生徒理解が可能となり、生徒の課題改善に向けて主体的に動くことができるようになったという興

味深い指摘である。このように力量を高めた教員が、支援が必要な子どもの具体的改善策を積極的に打ち出していくことができるようになれば、スクールソーシャルワーカーへの過度な依存もなくなり、対等な立場での仕事の分担が可能になるのではないだろうか。こどもサポートネットのスクリーニング会議Ⅱは定期的で開催され、多職種の専門家が一堂に会し、ケース会議と同じくアセスメントが行われる場である。この場を活用し、教員自身が主体的に学んでいくことを期待したい。

そして、もう一つの、教育現場の多職種協働を実現するために必要な取組は、これまで学校教育現場が子どもの福祉において果たしてきた役割を明らかにし、整理することである。前述したように、戦後の学校教育において福祉的支援の仕組みは未整備の状態が長く続いていた。ただ、組織的な支援の枠組みはなくとも、ある特定の学校や教員個人が、貧困問題などの福祉的課題を背負う子どもたちを支援する実践は存在していた。例えば、経済的貧困ゆえに厳しい環境に置かれた子どもたちに将来の展望を持たせるためにキャリア教育を実施した、自宅で宿題が出来ない子どもが多いため放課後教室に残って学習する機会を設け、教員と一緒に教えて、歯磨き習慣を身に付けさせるために学校で歯ブラシを購入・配布した、修学旅行に参加できないと訴えて来た児童の保護者に就学援助制度を勧めた、などである。これらは、日々の学習指導や生徒指導の中で福祉的視点から教員によって取り組まれてきた実践である³³。近年の研究においても、教育と福祉は切り離せないものであり、教育の現場で継承されてきた、過去の福祉的な活動や子どもの福祉に力を尽くしてきた教員の営みにもっと目を向けるべきであるとの指摘もある³⁴。今回は紙幅の都合上、個別事例の検討にまでふみこむことはできなかったが、こうした過去の教育実践を掘り起こし、その成果や理念を継承しつつ、そこで展開される教員の福祉的知識や技術などを明らかにしたうえで、あらためて他の専門職との業務の分担のあり方を考えることが必要になると思われる。現在、大阪市の教育振興基本計画に「チーム学校」についての規定は存在しないが、同計画に、これらの福祉的知識や技能を含みこむ形で教員の専門性を明示し、そのうえで「チーム学校」における多職種協働のモデルを示す。そうすれば、教員は、他職種の専門家との役割分担をめぐって動揺していた教職アイデンティティを再構築し、子どものためにチームの一員として働くことができるのではないだろうか。

今回、とりあげた大阪市のこどもサポートネット事業の運営においては、学校外から派遣されてくるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの学校内における位置づけや、教職員との間の信頼関係の構築方法、会議や支援の過程での個人情報取り扱い、などきめ細かな対応が校長のマネジメントの下、各校の現場で必要となってくると考えられる。しかし、同事業は開始されたばかりであり、その実態や問題点などを本稿で検証することはできなかった。引き続き事業の進展に注目しつつ、研究を進めていく必要があるが、それは今後の課題としたい。

註

(サイトの確認はいずれも2024年9月17日)

- 1 中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/02/05/1365657_00.pdf
- 2 TALIS日本版報告書「2013年調査結果の要約」
https://www.nier.go.jp/kokusai/talis/imgs/talis2013_summary.pdf
- 3 『毎日新聞』2014年7月17日(東京朝刊)
- 4 文部科学省『生徒指導提要(改訂版)』、2022年12月6日に全面改訂。
https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf
- 5 教員と他職種の特任専門家との「連携・協働」のあり方を含めて「チーム学校」の課題に関する先行研究の整理については、以下の論文を参照すること。溝部・梶田・財津・酒井・斎藤(2018)
- 6 この教員サイドからみた「チーム学校」の課題については以下の論文を参照すること。安藤(2016)
- 7 「大阪市子どもサポートネット」より。
<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000436277.html>
- 8 文部科学省「チーム学校の実現に向けた業務改善等の推進事業(新規)(教育委員会)」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/uneishien/detail/1373929.htm
- 9 「大阪市教育基本振興計画 令和4年度から令和7年度」
https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/cmsfiles/contents/0000623/623771/R6_keikaku.pdf
- 10 大阪市ホームページより。 <https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000578236.html>
- 11 「特集 生活課題を抱える児童・生徒を支援する一スクールソーシャルワークの現状と展望」『ウェルおおさか』vol.91、2014年8月、大阪市社会福祉研修・情報センター。
<https://wel-osaka.com/johoshi/pdf/91.pdf>
- 12 「大阪市子どもサポートネット事業実施要綱」大阪市ホームページより。
<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000431792.html>
- 13 「大阪市子どもサポートネット概念図」大阪市ホームページより。
<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000436277.html>
- 14 大阪市子ども青少年局子どもの貧困対策推進担当課長楯川晃史の説明より。『ウェルおおさか』vol.130、2021年2月、2ページ。 <https://wel-osaka.com/johoshi/pdf/130.pdf>
- 15 山野・三枝・木下(2024)、52-58ページ。
- 16 文部科学省「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～(報告)」https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/07/27/1381051_2.pdf
- 17 なお、子どもサポートネットの設立の際、文部科学省によるスクリーニング推進政策の策定に携わった山野則子(大阪公立大学)の理論を参考にしたことを大阪市当局は明らかにしている(大阪市区 平成30年3月定例会常任委員会(教育子ども・通常予算)2018年3月7日-3号、平田子ども青少年局子どもの貧困対策推進担当部長兼教育委員会事務局教育環境支援担当部長の発言より)。山野は大阪市の「子どもの貧困対策推進本部会議」に参加しており、こうした関係性からも学校教育現場におけるスクリーニングの導入は自然の流れだったと考えられる。
- 18 山本教育委員会事務局指導部首席指導主事の答弁より。大阪市区議事録 平成31年3月定例会

- 常任委員会(教育こども・通常予算)2019年3月6日4号
https://ssp.kaigiroku.net/tenant/cityosaka/SpMinuteView.html?council_id=3176&schedule_id=5&minute_id=113&is_search=true
- 19 楯川こども青少年局企画部こどもの貧困対策推進担当課長 答弁より。令和2年3月定例会常任委員会(教育こども・通常予算)2020年3月5日2号
https://ssp.kaigiroku.net/tenant/cityosaka/SpMinuteView.html?council_id=3249&schedule_id=3&minute_id=4&is_search=true
- 20 同上。
- 21 大阪市西成区役所保健福祉課こども・教育支援担当課長代理宇野新之祐の説明より。前掲『ウェルおおさか』vol130、3ページ。
- 22 古田教育委員会事務局指導部首席指導主事の答弁より。大阪市会議事録 令和4年3月定例会常任委員会(教育こども・通常予算)2022年3月11日3号
https://ssp.kaigiroku.net/tenant/cityosaka/SpMinuteView.html?council_id=3413&schedule_id=4&minute_id=101&is_search=true
- 23 大阪市こども青少年局こどもの貧困対策推進担当課長楯川晃史の説明より。前掲『ウェルおおさか』vol130、2ページ。
- 24 楯川晃史こども青少年局企画部こどもの貧困対策推進担当課長の答弁より。令和元年度 第3回こども・子育て支援会議 2019年12月12日
<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000499461.html>
- 25 大阪市こども青少年局こどもの貧困対策推進担当課長楯川晃史の説明より。前掲『ウェルおおさか』vol130、2ページ。
- 26 教育と福祉の連携をめぐる議論の整理については、以下の論文を参照のこと。倉石(2023)。なお、この論稿の中で倉石は、これまで教育現場や教育研究において無批判に進められてきた教育と福祉の連携の動きに対して警鐘を鳴らしている。
- 27 小川(2016)、21ページ。
- 28 佐々木哲夫委員の発言より。大阪市会議録 平成31年3月定例会常任委員会(教育こども・通常予算)2019年3月6日4号
https://ssp.kaigiroku.net/tenant/cityosaka/SpMinuteView.html?council_id=3176&schedule_id=5&minute_id=116&is_search=true
- 29 「課題解決支援員(スクールソーシャルワーカー)の配置」大阪市ホームページより。
<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000607361.html>
- 30 山野則子の発言より。令和4年度 第3回こども・子育て支援会議 会議録 2023年3月22日
<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000600355.html>
- 31 今村・下田(2017)、100ページ。
- 32 佐々木(2016)、54ページ。
- 33 学校教員による福祉的支援の実践については、柏木・仲田(2017)を参照のこと。
- 34 先行研究において学校教育現場での福祉的な活動の存在が見過ごされがちであった点を指摘した研究は以下の通り。三時(2016)、瀧本(2023)。

参考文献

- ・ 安藤知子「「チーム学校」政策論と学校の現実」、『日本教師教育学会年報』25号、2016年。
- ・ 今村浩司・下田学「チームとしての学校の在り方からみるスクールソーシャルワーカーの役割」、『西南女学院大学紀要』vol.21、2017年。
- ・ 小川正人「子どもの貧困対策と「チーム学校」構想をめぐって—教育行政の立場から」、スクールソーシャルワーク評価支援研究所編『すべての子どもたちを包括する支援システム—エビデンスに基づく実践推進自治体報告と学際的視点から考える』せせらぎ出版、2016年。
- ・ 柏木智子・仲田康一編著『子どもの貧困・不利・困難を越える学校—行政・地域と学校がつながって実現する子ども支援』学事出版、2017年。
- ・ 倉石一郎「教育の自画像としての〈福祉〉理解とその批判—反省なき連携待望論への若干の懸念」、佐久間亜紀・石井英真・丸山英樹・青木栄一・仁平典宏・濱中淳子・下司晶編『教育学年報 14 公教育を問い直す』世織書房、2023年。
- ・ 佐々木千里「第2章 人と人をつなぐ専門性—相手の気づきに働きかける秘訣—」、鈴木庸裕・佐々木千里・住友剛『子どもへの気づきがつなぐ「チーム学校」—スクールソーシャルワークの視点から』かもがわ出版、2016年。
- ・ 三時眞貴子「終章 教育支援研究のゆくえ／おわりに」、三時眞貴子・岩下誠・江口布由子・河合隆平・北村陽子『教育支援と排除の比較社会史—「生存」をめぐる家族・労働・福祉』昭和堂、2016年。
- ・ 瀧本知加「「チーム学校」政策におけるスクールソーシャルワークの展開と教員の役割—教員の教育的力量における福祉的専門性に注目して—」日本教師教育学会編『日本教師教育学会年報』第32号、2023年。
- ・ 山野則子監修・三枝まり・木下昌美著『学校版 スクリーニングYOSS実践ガイド 児童生徒理解とチーム学校の実現に向けて』明石書店、2024年。

